

## 鎌倉市特定生産緑地指定等に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）、「生産緑地法施行令」（昭和49年政令第285号。以下「施行令」という。）及び生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号。以下「施行規則」という。）に規定する特定生産緑地の指定等の事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、法、施行令、施行規則で定義する用語の例による。

### (指定の要件)

第3条 特定生産緑地に指定することができる生産緑地地区は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 鎌倉市生産緑地地区指定基準（平成30年7月5日）の1指定の要件及び2指定する農地等並びに鎌倉市生産緑地地区指定基準細目（平成30年7月5日）に掲げる条件に該当していること。
- (2) 申出基準日から起算して2年前の日が属する年度の初日を経過した生産緑地地区であること。

ただし、生産緑地地区の区域を拡大する都市計画変更をした拡大部分（以下「生産緑地地区の拡大部分」という。）については、前述の「2年前」とあるのは「5年前」と、「生産緑地地区」とあるのは「生産緑地地区の拡大部分」と読み替えるものとする。

### (指定の意向確認)

第4条 特定生産緑地の指定について、市長から意向確認を受けた生産緑地地区の所有者のうち、特定生産緑地の指定を希望する者は、特定生産緑地指定意向確認書（第1号様式）に意向確認生産緑地地区明細書（第2号様式）、特定生産緑地地区指定同意書（第3号様式）及びその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出するものとする。

### (指定の提案)

第5条 法第10条の4第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を提案しようとする生産緑地地区の所有者（以下「提案者」という。）は、特定生産緑地指定提案書（第4号様式）に提案生産緑地地区明細書（第5号様式）、特定生産緑地指定合意書（第6号様式）及びその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出するものとする。

### (指定)

第6条 市長は、第4条に規定する指定の意向確認があった生産緑地地区を特定生産緑地に指定しようとするときは、都市計画審議会の意見を聴いたうえで、当該生産緑地地区の申出基準日までに指定するものとする。

- 2 市長は、前条に規定する指定の提案があった生産緑地地区を特定生産緑地に指定しようとするときは、都市計画審議会の意見を聴いたうえで、当該生産緑地地区の申出基準日までに指定するものとする。

3 市長は、特定生産緑地の指定をした土地については、法第10条の2第4項に基づき公示するとともに、農地等利害関係人に対し、特定生産緑地指定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（指定しない場合）

第7条 市長は、第5条の提案がされた生産緑地地区について、特定生産緑地の指定をしないこととしたときは、特定生産緑地に指定しない旨の通知書（第8号様式）により理由を明記して提案者に通知するものとする。

（指定の期限の延長）

第8条 市長は、特定生産緑地の指定の期限を延長するときは、第3条、第4条、第6条第1項及び同条第3項の規定を準用する。この場合において、第3条第2号及び第6条第1項中の「申出基準日」とあるのは「指定期限日」と、第3条第2号及び第4条第1項中「特定生産緑地指定意向確認書（第1号様式）」とあるのは「特定生産緑地指定期限の延長意向確認書（第9号様式）」と、「意向確認生産緑地地区明細書（第2号様式）」とあるのは「延長意向確認生産緑地地区明細書（第10号様式）」と、「特定生産緑地指定同意書（第3号様式）」とあるのは「特定生産緑地指定の期限の延長同意書（第11号様式）」と、第6条第3項中「特定生産緑地指定通知書（第7号様式）」とあるのは「特定生産緑地指定の期限の延長通知書（第12号様式）」と読み替えるものとする。

（指定の解除）

第9条 市長は、特定生産緑地に指定している生産緑地地区の法第8条に規定する行為の制限が解除された場合、もしくは残存する特定生産緑地が第3条の要件を満たさなくなったときは、特定生産緑地の指定を解除し、その旨を公示するとともに、農地等利害関係人に対し、特定生産緑地指定解除通知書（第13号様式）により通知するものとする。

付 則

この要綱は、令和2年2月19日から施行する。

第1号様式

特定生産緑地指定意向確認書

年 月 日

鎌倉市長

(郵便番号)

権利者(代表者) 住所

氏名

印

電話 ( )

次の生産緑地地区について、権利者全員の同法第10条の2第1項に規定する特定生産緑地への指定に同意する意向を確認したため、特定生産緑地指定意向確認書を提出します。

1	意向確認生産緑地地区面積	合計	m <sup>2</sup>
2	意向確認生産緑地地区 位置(地番)	意向確認生産緑地地区明細書(第2号様式) のとおり	
3	添付書類	(1) 全部事項証明書(土地登記簿謄本)	通
		(2) 公図の写し	通
		(3) 案内図	通
		(4) 特定生産緑地指定同意書 (第3号様式)	通
		(5) 印鑑証明	通
		(6) 課税明細書の写し	通
		(7) その他書類(実測図等)	通
4	その他		
※ 備考 欄			※ 受付印

注) ※ 印の欄には記入しないでください。

意向確認生産緑地地区明細書

生産緑地地区番号	意向確認生産緑地地区の位置（地番）	登記面積 (㎡)	当該農地等に存する権利			備考
		意向確認面積 (㎡)	権利者氏名	権利者住所	権利の種類	
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					

注) 1 意向確認生産緑地地区の位置（地番）は地番の若いものから順に記載してください。  
 2 「権利の種類」の欄には、所有権、地上権、賃借権、登記されている永小作権、先取特権、質権、抵当権を記入してください。  
 3 記入内容については、あくまでも意向確認内容ですので、指定決定内容と相違することがありますので御承知ください。

特定生産緑地指定同意書

年 月 日

鎌倉市長

(郵便番号)  
権利者 住所

氏名 印

電話 ( )

次の生産緑地地区について、市長が生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項に基づく特定生産緑地に指定することに同意します。

生産緑地 地区番号	位置（地番）	意向確認面積 (m <sup>2</sup> )	所有者氏名	権利の種類
	鎌倉市			

- 注) 1 同意書は、権利者ごとに作成してください。  
 2 権利者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。  
 3 相続税及び贈与税の納税猶予を受けている生産緑地地区について、税務署長が抵当権者となっている場合には、鎌倉市が手続きを行いますので、同意書は不要です。

特定生産緑地指定提案書

年 月 日

鎌倉市長

提案者 (郵便番号) 住所

氏名 印

電話 ( )

次の生産緑地地区について、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の4第1項の規定に基づき、同法第10条の2第1項に規定する特定生産緑地として指定することを提案します。

1	提案生産緑地地区面積	合計	m <sup>2</sup>
2	提案生産緑地地区位置（地番）	提案生産緑地地区明細書（第5号様式）のとおり	
3	理由	上記2の生産緑地地区が生産緑地法第10条の2第1項に規定する生産緑地地区に該当すると思料するため	
4	添付書類	(1) 全部事項証明書（土地登記簿謄本）	通
		(2) 公図の写し	通
		(3) 案内図	通
		(4) 特定生産緑地指定合意書（第6号様式）	通
		(5) 印鑑証明	通
		(6) 課税明細書の写し	通
		(7) 当該生産緑地地区の区域を示す図面（縮尺1/2, 500以上） ※生産緑地法施行規則第8条第1項による	通
		(8) その他書類（実測図等）	通
5	その他		
※ 備 考 欄			※ 受 付 印

注) ※ 印の欄には記入しないでください。

提案生産緑地地区明細書

生産緑地地区番号	提案生産緑地地区の位置（地番）	登記面積 (㎡)	当該農地等に存する権利			備考
		提案面積 (㎡)	権利者氏名	権利者住所	権利の種類	
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					

- 注) 1 提案生産緑地地区の位置（地番）は地番の若いものから順に記載してください。  
 2 「権利の種類」の欄には、所有権、地上権、賃借権、登記されている永小作権、先取特権、質権、抵当権を記入してください。  
 3 記入内容については、あくまでも提案内容ですので、指定決定内容と相違することがありますので御承知ください。

特定生産緑地指定合意書

年 月 日

鎌倉市長

(郵便番号)  
権利者 住所

氏名 印

電話 ( )

次の生産緑地地区について、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項に基づく特定生産緑地の指定の提案に合意します。

生産緑地地区番号	位置（地番）	提案面積(m <sup>2</sup> )	所有者氏名	権利の種類
	鎌倉市			

- 注) 1 合意書は、権利者ごとに作成してください。  
 2 権利者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。  
 3 相続税及び贈与税の納税猶予を受けている生産緑地地区について、税務署長が抵当権者となっている場合には、鎌倉市が手続きを行いますので、合意書は不要です。

第 号  
年 月 日

様

鎌倉市長

印

特定生産緑地指定通知書

下記の生産緑地地区について、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項に規定する特定生産緑地として指定する旨を通知します。

なお、特定生産緑地として法的効力が生じるのは、申出基準日（ 年 月 日）以後となりますので、ご注意ください。

生産緑地地区番号	位置（地番）	指定面積	備 考

（ 担当）

電 話

F A X

第 号  
年 月 日

様

鎌倉市長 印

特定生産緑地に指定しない旨の通知書

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の4第1項の規定に基づき、同法第10条の2第1項に規定する特定生産緑地として指定することの提案（ 年 月 日付特定生産緑地指定提案書）について、下記のとおり指定しない旨を通知します。

生産緑地地区番号	提案年月日	提案生産緑地地区位置（地番）	提案面積	指定しない理由

（ 担当）

電 話  
F A X

注1 この通知の内容について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、鎌倉市長に対して審査請求をすることができます。

なお、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鎌倉市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

特定生産緑地指定の期限の延長意向確認書

年 月 日

鎌倉市長

意向確認者 (郵便番号) 住所

氏名 印

電話 ( )

次の生産緑地地区について、権利者全員の指定期限の延長に同意する意向を確認したため、特定生産緑地指定の期限の延長意向確認書を提出します。

1	特定生産緑地面積	合計	m <sup>2</sup>
2	特定生産緑地位置 (地番)	延長意向確認生産緑地地区明細書 (第10号様式) のとおり	
3	添付書類	(1) 全部事項証明書 (土地登記簿謄本)	通
		(2) 公図の写し	通
		(3) 案内図	通
		(4) 特定生産緑地指定期限の延長同意書 (第11号様式)	通
		(5) 印鑑証明	通
		(6) 課税明細書の写し	通
		(7) その他書類 (実測図等)	通
4	その他		
※ 備 考 欄			※ 受 付 印

注) ※ 印の欄には記入しないでください。

延長意向確認生産緑地地区明細書

生産緑地地区番号	延長意向確認生産緑地地区の位置 (地番)	登記面積 (㎡)	当該農地等に存する権利			備考
		意向確認面積 (㎡)	権利者氏名	権利者住所	権利の種類	
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					
	鎌倉市					

- 注) 1 延長意向確認特定生産緑地の位置(地番)は地番の若いものから順に記載してください。  
 2 「権利の種類」の欄には、所有権、地上権、賃借権、登記されている永小作権、先取特権、質権、抵当権を記入してください。  
 3 記入内容については、あくまでも延長意向確認内容ですので、決定内容と相違することがありますので御承知ください。

特定生産緑地指定の期限の延長同意書

年 月 日

鎌倉市長

権利者 (郵便番号) 住所

氏名 印

電話 ( )

次の生産緑地地区について、市長が生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の3第1項に基づく特定生産緑地の指定の期限を延長することについて同意します。

生産緑地地区 番号	位置（地番）	同意面積 (㎡)	所有者氏名	権利の種類
指定期限日				
	鎌倉市			
	鎌倉市			
	鎌倉市			
	鎌倉市			
	鎌倉市			
	鎌倉市			
	鎌倉市			
	鎌倉市			

- 注) 1 同意書は、権利者ごとに作成してください。  
 2 権利者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。  
 3 相続税及び贈与税の納税猶予を受けている生産緑地地区について、税務署長が抵当権者となっている場合には、鎌倉市が手続きを行いますので、同意書は不要です。

第 号  
年 月 日

様

鎌倉市長

印

特定生産緑地指定の期限の延長通知書

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の3第1項の規定に基づき、次の特定生産緑地について、指定期限を延長する旨を通知します。

なお、新たな指定期限日は、表中の指定期限日から起算して10年を経過する日であることにご注意ください。

生産緑地地区 番号	指定 期限日	特定生産緑地 位置（地番）	指定面積	備 考

（ 担当）

電 話

F A X

第 号  
年 月 日

様

鎌倉市長 印

特定生産緑地指定解除通知書

次の特定生産緑地については、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで解除したので、通知します。

生産緑地地区番号	特定生産緑地位置（地番）	特定生産緑地面積	解除の理由

（ 担当）

電 話  
F A X

注1 この通知の内容について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、鎌倉市長に対して審査請求をすることができます。

なお、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鎌倉市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。